

コンプライアンス規程



公益社団法人 日本ビリヤード協会

第1版 2017年2月23日

<文管 2-02>

第1章 <総則>

(目的)

第1条. 本規程は、公益社団法人日本ビリヤード協会（以下、「本協会」という）のコンプライアンスに係る取り組みに関する基本的事項を定め、もってコンプライアンスの徹底を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条. 本規程は、本協会のコンプライアンスに係る取り組みに関する最上位の規範として位置づけるものとし、役員、職員及び加盟団体職員（以下、役職員という）に対して適用する。

(定義)

第3条. 本規程における用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) コンプライアンス：
役職員が、法令・定款・諸規程・その他社会一般に求められるルール（以下総称して「法令等」という。）を厳格に遵守することおよびそのための組織的な体制の整備をいう。
- (2) コンプライアンス・マニュアル：
役職員がコンプライアンスを正しく理解し実践していくために、倫理規程や法令等に基づき作成される諸規程・手順書をいう。
- (3) コンプライアンス・プログラム：
コンプライアンスを本協会内および加盟団体内に定着させていくための、具体的な制度や実践計画をいう。

(目標)

第4条. 本協会におけるコンプライアンス目標を以下のとおり定める。

- (1) コンプライアンス活動を効果的に運営するための組織体制を確立する。
- (2) 実効性を確保するため、各種の施策や仕組みを作成するとともに、長期的な視点に立脚した計画に基づいて、これらを着実に推進する。
- (3) すべての役職員にコンプライアンスの必要性・重要性を周知徹底させるとともにリーガルマインドを醸成させる。
- (4) 不祥事等が発覚した際に、あらかじめ定められた対応手順を踏まえた適切な処理を迅速に講じることにより、本協会が被るダメージの極小化を図る。

(役職員の基本責務)

- 第5条.
- (1) 役職員は、コンプライアンスの実践を本協会及び加盟団体の運営における重要課題の一つと位置づけ、コンプライアンスへの取り組みの実効性の維持・向上に率先して努めなければならない。
 - (2) すべての役職員は、法令等を遵守し、誠実かつ公正な業務の遂行に努めなければならない。
 - (3) すべての役職員は、自らが当事者であるか否とにかかわらず、役職員による業務上の不正行為を認知した場合またはその疑いがあるという情報に接した場合、別に定める「内部通報保護規程」の定めるところに従い、速やかにコンプライアンス委員会、倫理委員会または外部相談窓口に通報しなければならない。

第2章 <コンプライアンス推進体制>

(コンプライアンス推進体制)

第6条. 本協会におけるコンプライアンス推進体制を以下のとおり定める。

- (1) コンプライアンス委員会の設置：
コンプライアンスに係る取り組みの検討・審議を行うため、コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- (2) 委員会の組織
 - ① 委員会は本協会の理事会におく。
 - ② 委員長は本協会の役員で、理事会にて指名する。
 - ③ 委員長に事故のあるときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。
 - ④ 委員長は、必要があるときは、コンプライアンスに係る取り組みに関する具体的施策の検討および起案等を目的とし、作業部会を設置することができる。
 - ⑤ 委員会の下部組織として、加盟団体におのおのコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンス推進責任者を配置することができる。
 - ⑥ コンプライアンス推進責任者は、委員会の指導・助言および連携をとりつつ管下職員へコンプライアンスに係る取り組みの推進を図るものとする。
- (3) 委員会における検討・審議等の範囲
 - ① コンプライアンスの推進に関する各年度の活動計画およびその総括、ならびにコンプライアンス体制の改正に関する事項。
 - ② 本協会及び加盟団体に重大な影響を与えるおそれがあるコ

ンプライアンス上の問題に対する調査・対応等の審議に関する事項。

- ③ その他コンプライアンスの推進に関して必要な事項
- (4) 委員会運営
 - ① 委員会は理事会開催時に実施する。
 - ② 委員長は緊急の事案が発生した場合には臨時招集を発令することができる。

第3章 <附則>

(改廃)

第7条. 本規程の改廃については、委員会で事前に協議した上で、理事会の決議により行う。

(その他)

第8条. この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。

以上

